平成２２年（フ）第３７７号
愛知県一宮市奥町字三出16番地
破産者　株式会社ティーアイズ
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２１２号
三重県津市白山町二本木3897－１、住民票上の住所三重県津市久居元町2026番地
破産者　久世マスヱ
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６８号
京都市右京区御室小松野町28番地の５
破産者　株式会社エース技研
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０号
京都府福知山市長田野町２丁目39番地の５
破産者　全京高速運輸株式会社
1　決定年月日　平成22年12月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９号
茨城県稲敷郡阿見町大字追原2315番地75
破産者　増渕　　尚
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４０号
茨城県つくば市菅間445番地16
破産者　小座間英哉
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２４１号
茨城県つくば市菅間445番地16
破産者　小座間ムツ美
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９８号
埼玉県川口市金山町13番18号
破産者　真部　　誠
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２１号
さいたま市桜区田島８丁目13番７―211号
破産者　山本　幸尚
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６１号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地２棟208号
破産者　清水　英海
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６２号
埼玉県久喜市青葉２丁目９番地　県営久喜青葉団地２棟208号
破産者　清水　洋子
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９２号
さいたま市西区大字指扇2259番地１　メゾンＣＯＣＯ201、旧住所さいたま市西区大字西遊馬1382番地１　ポローニヤ指扇501
破産者　安達　好雄
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８１５号
茨城県ひたちなか市大字馬渡3898番地市営弥生アパートＣ―38
破産者　木内　一晴
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９１号
茨城県水戸市城東４丁目１番47号
破産者　臼井　俊一
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２５３号
千葉県館山市西川名152番地の３、開始決定時の住所茨城県取手市椚木94番地３
破産者　秋田　新吾
1　決定年月日　平成22年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字宿55番地４、開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区大手町５丁目44番地
破産者　石川　チカ
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６１７号
宮城県亘理郡亘理町長瀞字小橋120番地１
破産者　太田　丈彦
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５７号
仙台市青葉区鷺ケ森１丁目26番22号　サニーライフ鷺ケ森107
破産者　工藤　　誠
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３８号
宮城県塩竈市錦町６番２―403号　錦町マンション梵
破産者　齋藤美奈香
1　決定年月日　平成22年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係